

控 訴 状

2009年5月25日

東京高等裁判所 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 高 橋 利 明 代

同 大 川 隆 司 代

同 羽 倉 佐 知 子 代

同 只 野 靖 代

同 土 橋 実 代

同 西 島 和 代

同 谷 合 周 三

ほか40名

(別紙「代理人目録」記載のとおり)

当事者の表示 別紙「当事者目録」記載のとおり

公金支出差止等 (住民訴訟) 請求控訴事件

訴訟物の価額 800万円

貼用印紙額 6万3000円

上記当事者間の東京地方裁判所平成16年(行ウ)第497号公金支出差止等(住民訴訟)請求事件について、平成21年5月11日言い渡された判決は、全部不服であるから控訴を提起する。

第1 原判決の表示

主 文

- 1 本件訴えのうち、以下の部分をいずれも却下する。
 - (1) 被告東京都水道局長に対し、八ッ場ダムに関し、特定多目的ダム法7条に基づく建設費負担金、水源地域対策特別措置法12条1項1号に基づく水源地域整備事業の経費負担金及び財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金の支出の差止めを求める部分のうち、平成20年11月25日までにされた支出の差止めを求める部分
 - (2) 被告東京都水道局長が国土交通大臣に対し八ッ場ダム使用権設定申請を取下げ権利の行使を怠る事実が違法であることの確認を求める部分
 - (3) 被告東京都知事に対し、八ッ場ダムに関し、以下のとおりの各課長に、各負担金又は繰出金の支出命令をさせることの差止めを求める部分
 - ア 東京都建設局総務部計理課長に、河川法63条に基づく受益者負担金
 - イ 東京都都市整備局総務部企画経理課長に、水源地域対策特別措置法第12条1項2号に基づく水源地域整備事業の経費負担金
 - ウ 東京都都市整備局総務部企画経理課長に、財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金
 - エ 東京都財務局経理部総務課長に、東京都水道局長が特定多目的ダム法7条に基づく建設費負担金を支出するについて、これを補助するために行なう一般会計から水道事業特別会計に対する繰出金
 - (4) 以下の各被告に対し、各負担金又は繰出金の支出命令の差止めを求める部分

のうち、平成20年11月25日までにされた支出命令の差止めを求める部分

ア 被告東京都建設局総務部計理課長に、河川法63条に基づく受益者負担金

イ 被告東京都都市整備局総務部企画経理課長に、水源地域対策特別措置法12条1項2号に基づく水源地域整備事業の経費負担金

ウ 被告東京都都市整備局総務部企画経理課長に、財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金

エ 被告東京都財務局経理部総務課長に、東京都水道局長が特定多目的ダム法7条に基づく建設費負担金を支出するについて、これを補助するために行なう一般会計から水道事業特別会計に対する繰出金

2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用は原告らの負担とする。

第2 控訴の趣旨

1 被控訴人東京都水道局長は、八ッ場ダムに関し、次の各負担金を支出してはならない。

(1) 特定多目的ダム法7条に基づく建設費負担金

(2) 水源地域対策特別措置法12条1項1号に基づく水源地域整備事業の経費負担金

(3) 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金

2 被告東京都水道局長が国土交通大臣に対し八ッ場ダム使用权設定申請を取下げ、る権利の行使を怠る事実が違法であることを確認する。

3 被告東京都知事は、八ッ場ダムに関し、以下のとおりの各課長に、各負担金又は繰出金の支出命令をさせてはならない。

(1) 東京都建設局総務部計理課長に、河川法63条に基づく受益者負担金

(2) 東京都都市整備局総務部企画経理課長に、水源地域対策特別措置法12条1項2号に基づく水源地域整備事業の経費負担金

- (3) 東京都都市整備局総務部企画経理課長に、財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金
- (4) 東京都財務局経理部総務課長に、東京都水道局長が特定多目的ダム法7条に基づく建設費負担金を支出するについて、これを補助するために行なう一般会計から水道事業特別会計に対する繰出金
- 4 (1) 被告東京都建設局総務部計理課長は、河川法第63条に基づく受益者負担金の支出命令をしてはならない
- (2) 被告東京都都市整備局総務部企画経理課長は、水源地域対策特別措置法12条1項2号に基づく水源地域整備事業の経費負担金の支出命令をしてはならない
- (3) 被告東京都都市整備局総務部企画経理課長は、財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金の支出命令をしてはならない
- (4) 被告東京都財務局経理部総務課長は、東京都水道局長が特定多目的ダム法7条に基づく建設費負担金を支出するについて、これを補助するために行なう一般会計から水道事業特別会計に対する繰出金の支出命令をしてはならない
- 5 被告東京都知事は、東京都を代表して次の損害賠償請求をせよ。
- 石原慎太郎に対し、149億0473万5146円及び内金18億6418万9492円に対する平成16年9月10日から支払済みまで、内金130億4054万5654円に対する平成20年10月16日から支払済みまで、各年5分の割合による遅延損害金
- 6 被告東京都水道局長は、東京都を代表して次の損害賠償請求をせよ。
- (1) 飯嶋宣雄に対し、金11億2500万円及びこれに対する平成16年9月10日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金
- (2) 高橋功に対し、金2億0500万円及びこれに対する平成16年9月10日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金

7 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人らの負担とする。

第3 控訴の理由

おって準備書面で主張する。

付 属 書 類

訴訟委任状

38通

以上